

趣旨

人命尊重の理念の下、県民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全県民運動を推進するために必要な事項を定める。

スローガン

『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～

まだ行ける
渡れそうでも
待つゆとり

(平成29年使用交通安全年間スローガン 優秀作)



平成28年県内交通事故発生状況

高齢者の
交通事故死者数 **27人**
(全死者数の約**50.9%**)

運動の重点

1 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

身につけよう
命のお守り
反射材

(平成29年使用交通安全年間スローガン 最優秀作)



平成28年県内交通事故発生状況

夜間の
交通事故死者数 **32人**
(全死者数の約**60.4%**)

2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

抱っこより
深い愛情
チャイルドシート

(平成29年使用交通安全年間スローガン 最優秀作)



平成28年県内交通事故発生状況

シートベルト非着用の
交通事故死者数 **15人**
(自動車乗車中死者数の約**55.6%**)

3 飲酒・暴走運転の根絶

気のゆるみ
一杯だけが
命とり

(平成29年使用交通安全年間スローガン 優秀作)



平成28年県内交通事故発生状況

飲酒運転による
交通事故死者数 **5人**
(全死者数の約**9.4%**)

推進機関・団体

青森県交通対策協議会及びその関係機関・団体
市町村交通安全対策協議会等及びその関係機関・団体
その他の機関・団体

推進方策

青森県交通対策協議会、市町村交通安全対策協議会等を中心として、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進事項に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、県民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

運動の種別

1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動
平成29年4月6日（木）から4月15日（土）までの10日間
- シートベルト・チャイルドシート着用強調月間
平成29年6月1日（木）から6月30日（金）までの1か月間
- 夏の交通安全県民運動
平成29年7月21日（金）から7月31日（月）までの11日間
- 秋の全国交通安全運動
平成29年9月21日（木）から9月30日（土）までの10日間
- いきいきシルバー交通安全強調月間
平成29年11月1日（水）から11月30日（木）までの1か月間
- 冬の交通安全県民運動
平成29年12月11日（月）から12月20日（水）までの10日間

2 年間を通じ随時実施する運動

- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

3 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日 毎月 1日
- 高齢者交通安全の日 毎月15日
- 交通事故死ゼロを目指す日 平成29年4月10日（月）、9月30日（土）

運動の基本に関する主な推進項目

子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚、子供、高齢者、障害者等の交通弱者に対する保護意識の醸成、及び高齢運転者の交通事故防止に関する意識の普及を図るため、次の項目を推進する。

(1) 子供の交通事故防止に関する項目

- ア 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- イ 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - (ア) 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
 - (イ) 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - (ウ) スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検及び通行する車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進

(2) 高齢者の交通事故防止に関する項目

- ア 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- イ 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進

(3) 高齢運転者等の交通事故防止に関する項目

- ア 高齢運転者に対するあらゆる機会を捉えた、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全指導の徹底
- イ 高齢運転者等に対する申請による運転免許の取消（運転免許証の自主返納）制度及び返納者への支援措置の周知
- ウ 高齢運転者等が安全に自動車等を運転できるか個別に相談することのできる運転適性相談窓口の周知
- エ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- オ 75歳以上の高齢運転者に対する
 - ・一定の違反行為をした場合の臨時認知機能検査の受検と、同検査の結果、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された者への臨時高齢者講習の受講を義務付ける
 - ・更新時と臨時の認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判断された者全てに医師の診断を義務付ける
 等の改正道路交通法の内容について、高齢運転者やその家族への周知の徹底
- カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いについての広報啓発

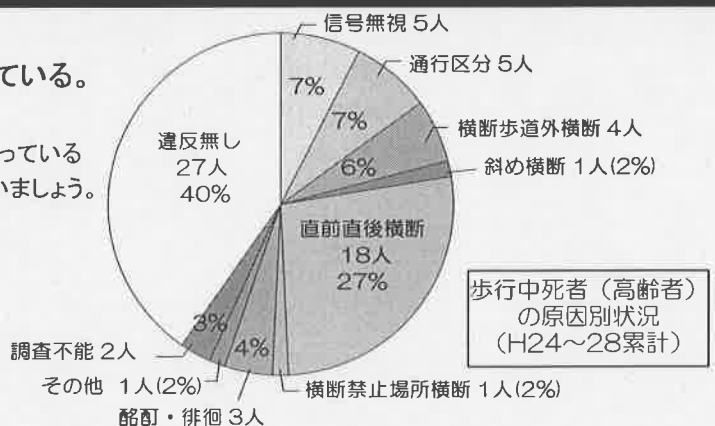
(4) 共通項目

- ア 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進
- イ 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進、交通環境の整備
- ウ シルバーゾーンやゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- エ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

【参考】 高齢歩行者の交通事故防止のために ～身体機能の衰えを自覚し、しっかり安全確認～

【高齢歩行者の交通死亡事故の特徴】

- 多くが直前直後横断など何らかの法令違反をしている。
 - 道路横断中の死亡事故が多い。
- 加齢等に伴う身体機能の変化、法令違反が事故につながっていることを理解させる等、効果的な広報活動や安全指導を行いましょ。



運動の重点に関する推進項目

1 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
運転者から発見されやすい反射材付きのウェアや靴、明るい目立つ色の衣服等の着用及びキーホルダーやシールなど、身の回り品への反射材用品の着用に関する各種広報媒体を活用した広報啓発活動の促進
- 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行及び夜間の対向車や先行車がない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用の励行
- 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- 自転車の夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯の促進

夕暮れ時の早め点灯目安時刻

4月 17時00分	10月 15時30分
5月 17時30分	11月 15時00分
6月 18時00分	12月 15時00分
7月 18時00分	1月 15時30分
8月 17時00分	2月 16時00分
9月 16時30分	3月 16時30分

* 点灯目安時刻は、月間で一番早い「日の入り時刻」の概ね1時間前に設定。

ハイビームの上手な活用で夜間の交通事故防止！

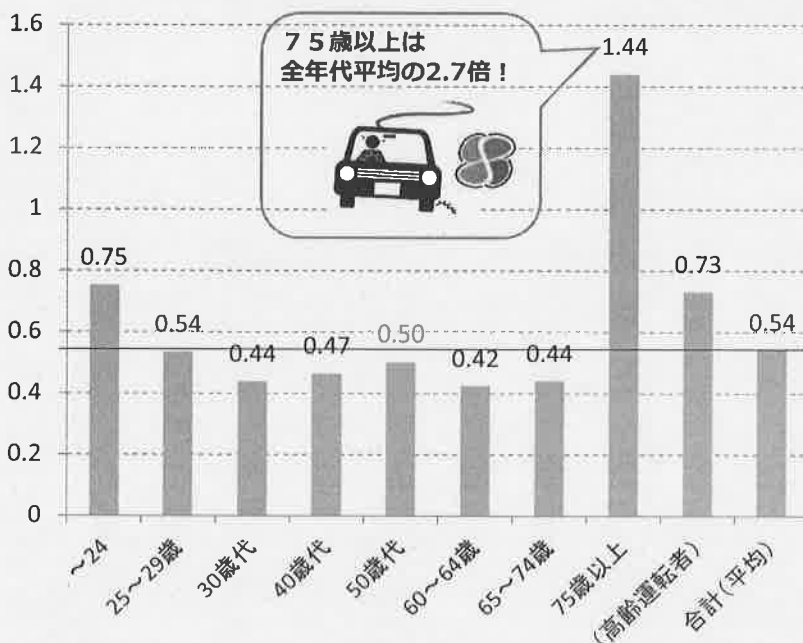
警察庁によると、平成27年中、全国で夜間に発生した車両（原付以上）と横断中歩行者の交通死亡事故は625件で、そのほとんど（約96%）の車両は、前照灯が下向き（ロービーム）でした。夜間、ハイビームで走行した場合には、ロービームの場合より2倍以上遠くから歩行者を早期に発見できるといわれています。

歩行者・自転車利用者は反射材の着用で、運転者は状況に応じたライトのこまめな切替で、お互いに「見せること」「見つけること」を努力しましょう。



【参考】高齢運転者の交通死亡事故 ～75歳以上の高齢運転者の交通死亡事故が多い～

免許人口1万人当たりの死亡事故件数(H24～H28 5年累計)



免許人口1万人当たりの第1当事者（原付以上）の年代別死亡事故発生件数は

- 高齢運転者は0.73人
→ 全年代平均(0.54人)を大きく上回る。
- 75歳以上の運転者では1.44人
→ 全年代平均の約2.7倍に達する。

高齢者人口は今後ますます増加し、高齢運転者の数も増加が見込まれます。高齢運転者による交通事故を防止するための取組を積極的に行いましょう。



2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用（6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることを含む。）の必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

☆後部座席もシートベルトを着用しましょう☆

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、
・自分自身の大きな被害・車外放出・前席同乗者への加害などの危険性があります。



後部座席でのシートベルトの着用は、自分自身だけではなく、同乗している家族や友達の大切な「命」を守ります。
車に乗ったら前席も後席もシートベルト（6歳未満はチャイルドシート）を着用しましょう。

3 飲酒・暴走運転の根絶

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進する。

- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行や飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグ等を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等について指導を徹底する。

飲酒運転は厳しく罰せられます！！

酒酔い運転

(飲酒量にかかわらず、酩酊状態で運転する行為)

- 運転者 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 車両の提供者 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 酒類の提供者 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 同乗者 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転

(体内のアルコール濃度が呼気1%中0.15mg以上、又は血液1%中0.3mg以上)

- 運転者 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 車両の提供者 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類の提供者 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 同乗者 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転追放！！「ハンドルキーパー運動」とは・・・

ハンドルキーパー運動は、自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転の発生を防止する運動です。



その他の推進事項

1 交通マナーアップの推進

- 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「ゆずりあい」の精神を持った運転を呼びかける。
- 子供、高齢者、障害者等の交通弱者に対する思いやり運転を励行する。
- 運転者は、右左折及び進路変更の合図を正しく行う。
- 車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- 運転中や歩きながらのスマートフォン等の操作等（特にゲーム）を行わない。
- 歩行者は、歩道や路側帯のない道路では、道路の右端を通行する。
- 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断はしない。



2 集団暴走行為の追放

- 暴走行為をさせない環境づくり
 - 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
 - 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。
- 家庭、学校等における青少年指導の充実
 - 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
- 暴走族追放気運の高揚
 - 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。
- 元暴走族に対する再犯防止
 - 暴走族OB（元暴走族）に対し、暴走族との関わりを絶つことや、後輩や少年の勧誘をしない指導を徹底する。
- 車両の不正改造の防止等
 - 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
 - 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
 - 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

3 冬道の安全運転の推進

- 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。
- 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

4 違法駐車排除気運の醸成

- 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- 事業所等では運転者に対して「違法駐車をしない」指導を徹底する。

エコ&セーフティドライブのすすめ ~エコドライブは環境にやさしいだけでなく、交通安全につながります~

- 1 ふんわりアクセル
→ やさしいアクセル操作は安全運転につながり、特に冬道では、スリップを抑え、発進をスムーズにします！
- 2 「急」のつく運転をしない！
→ 急発進、急加速、急ブレーキは、ガソリンが無駄になるばかりでなく、事故にもつながります。
- 3 違法駐車をしない！
→ 交通の妨げになるばかりでなく、交通渋滞をもたらし、他の車の燃費も悪化させます。



「県民交通安全の日」実施事項

毎月1日を県民交通安全の日として、県民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種広報活動により交通安全意識の向上を図るよう率先して啓発活動を推進する。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報活動、街頭指導、交通安全教室の開催等により、広範な交通安全活動を展開する。 ■ 会員事業所の朝礼等で交通安全意識を啓発し、安全運転管理を徹底する。

「高齢者交通安全の日」実施事項

毎月15日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 反射材用品等の積極的な着用等の広報を幅広く実施する。 ■ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について幅広く広報するとともに、運転免許の取消（運転免許証の自主返納）制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊密な連絡と協力の下に、街頭において高齢者に対する交通ルールと交通マナーを指導するとともに、反射材用品等の着用と明るく目立つ色の衣服の着用を啓発する。 ■ 高齢運転者に安全指導を行うとともに、運転免許の取消（運転免許証の自主返納）制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。 ■ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けている自動車、高齢の自転車利用者及び歩行者に対する思いやり運転を実践し、高齢者の安全を図る。

4/10 9/30
交通事故死 ゼロを目指す日

毎年、多くの人々が交通事故により死傷し、国内では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しているという状況が続いています。

このため、内閣府（交通対策本部）では、交通安全に対する国民の意識を高める新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設け、国民一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通死亡事故の抑止を図ることとしています。

【参考】運転適性相談窓口について

公安委員会においては、運転適性について心配のある方や、そのご家族の皆さん等に対して、免許の更新が可能かどうか等についての「運転適性相談」を受け付けています。

(例) ・認知力や判断力が低下し身体機能に不安がある方や、そのご家族
 ・物忘れが多いなど、ご家族の運転に不安をお持ちの方

【問合せ先】

青森県運転免許センター 017-782-0081 (代表)
 弘前自動車運転免許試験場 0172-31-0737 (代表)
 八戸自動車運転免許試験場(八戸警察署) 0178-43-4141 (代表)
 むつ自動車運転免許試験場(むつ警察署) 0175-22-1321 (代表)
 その他、各警察署の交通課窓口

相談窓口

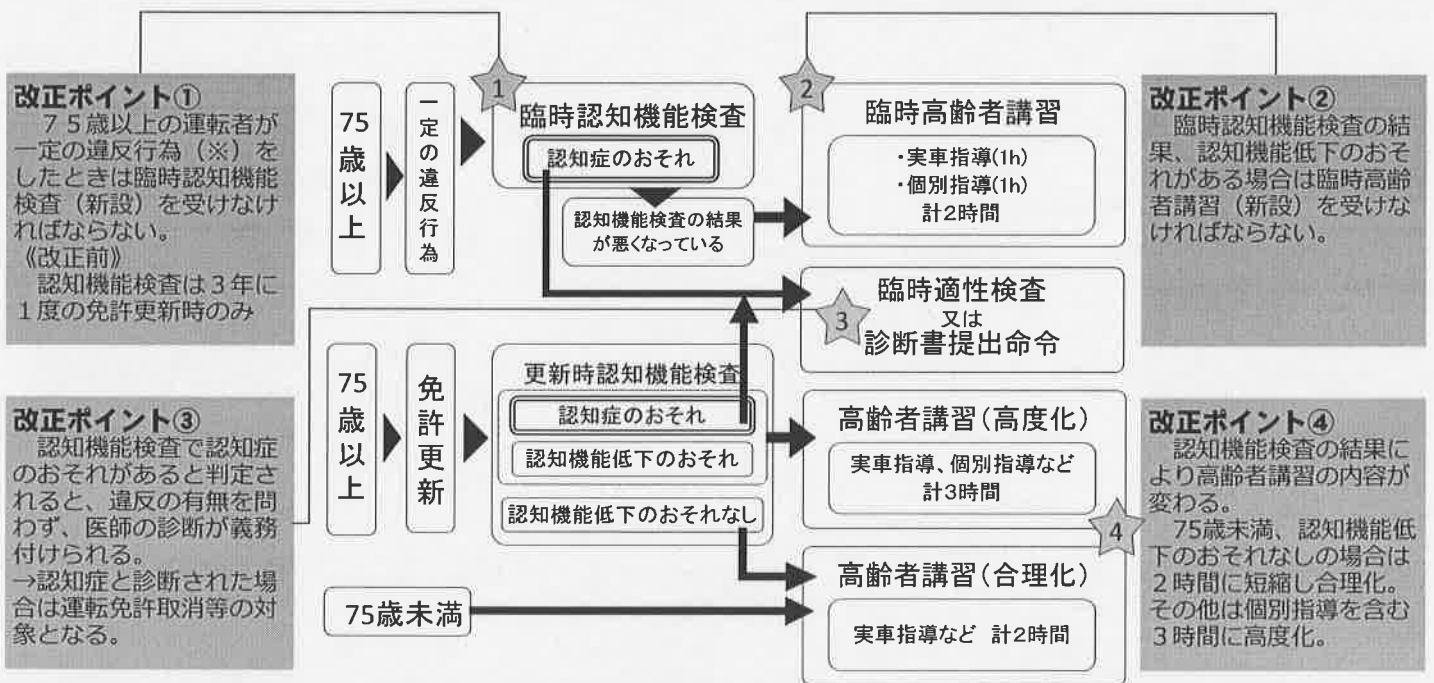


※ 電話による問い合わせは平日の午前8時30分～午後5時15分まで

※ 時間帯によっては、お待たせする場合がありますので、事前に各窓口にご連絡してください。

【参考】平成29年3月12日施行「改正道路交通法」のポイント

～75歳以上の運転者に対する認知症対策を推進～



(※) 一定の違反行為 (18項目)

信号無視、通行禁止違反、通行区分違反、横断等禁止違反、
 進路変更禁止違反、しゃ断踏切立入り等、交差点右左折等方法違反、
 指定通行区分違反、環状交差点左折等違反、優先道路通行車妨害等、
 交差点優先車妨害、環状交差点通行車妨害等、横断歩道等における
 横断歩行者等妨害、横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害、
 徐行場所違反、指定場所一時不停止等、合図不履行、安全運転義務違反

